

# フルノ グリーン調達基準書

## 第9版



2021年 5月

古野電気株式会社

## はじめに

人類の健康と地球規模の環境保全是全世界共通の願いであります。

当社は地球環境の保全と事業活動との調和を経営の最優先課題の一つとして位置付け、環境方針に

- 1 地球環境の保全
- 1 循環型社会の形成
- 1 生物多様性の維持
- 1 環境と社会との共生をめざす企業風土の醸成

を掲げ、

**「守ろう、私たちの地球！進もう環境の21世紀を！」**

**古野は環境に配慮した製品をつくり続けます」**

のスローガンを具現化するべく企業活動を行っております。

特に、地球環境保全と生物多様性維持につながる「グリーン調達の推進」の観点から、従来の調達の要求事項である「Q(品質)、C(コスト)、D(納期)」に加えE(環境)すなわち、取引先様の環境活動への取り組み姿勢も評価させて頂き、サプライチェーンに基づく良好なパートナーシップの関係を発展させていきたいと考えております。具体的には、使用する部品・部材、用度品、関連する設備及びサービスや役務等の調達において、環境への影響度を評価し、有害化学物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」を進め、生産等の事業活動によって発生する環境負荷を低減するように努めております。

環境問題への社会的関心はいつそう高まっており、EU(欧州連合)のRoHS指令、REACH規則、また造船関連業界に対するシップリサイクル条約など世界的な製品含有化学物質規制を初めとして、製品に対する環境規制の強化・法制化が行われ、企業の社会的責任としての地球環境対策、法規制順守など、環境面における生産者責任への要求が一段と高まっております。

今回の改訂では、表題を「部品・部材グリーン調達基準書」から「フルノ グリーン調達基準書」とし、適用をサービスや役務にも広げると同時に、管理対象化学物質の基準を更新し、新たに国内電子機器業界での製品含有化学物質管理スキームの標準となったchemSHERPAを導入することとしています。

これは、世界的に、環境への配慮も含めた総合的な持続可能性への取り組みである、SDGsに対する活動が加速していることに対応するためでもあります。

取引先様には本規程改訂により、改めてグリーン調達へのご協力をお願いすることになりますが、ひいては取引先様の持続可能性を高めることにもつながると考えておりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 目次

ページ

### はじめに

#### 目次

1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	グリーン調達における要求事項	
3-(i)	取引先様への要求事項	1
①	フルノ グリーン調達活動方針(本文書)への同意	1
②	製品含有化学物質管理の実施	1
③	環境マネジメントシステムの認証取得	1
3-(ii)	調達品等への要求事項	1
①	化学品の使用禁止あるいは制限	1
②	調達品等の含有化学物質調査	1
③	RoHS 指令への対応	1
④	化学品への表示と SDS の提出	2
⑤	代替部品の提案	2
⑥	環境負荷低減の活動	2
4.	用語	2
5.	本基準書の適用	4
6	改訂履歴	5
7.	お問合せ先	5
付属書 1	フルノ グリーン調達基準書への同意書	6
付属書 2	RoHS 指令禁止物質に関する非含有保証書	7
付属書 3	包装材・包装廃棄物指令に関する非含有保証書	8

## 1. 目的

環境に係る、取引先様へのフルノの要求事項を明確にすることを目的とします。

## 2. 適用範囲

フルノの製品(フルノブランド及びフルノで生産・出荷する全商品)を構成するために供給いただく全ての部品・部材や用度品、関連する設備及びサービスや役務(以下、サービスや役務を含む場合は調達品等、サービスや役務は含まない場合は調達品)を適用対象範囲とします。(フルノの製品とともに市場に出る包装材・副資材も含まれます)

## 3. グリーン調達における要求事項

グリーン調達に際しては、(i)取引先様への要求事項と(ii)調達品等への要求事項の二つの側面から要求事項を定めます。

フルノの取引方針として、(i)、(ii)の要求事項における必須事項を満足し、積極的なお取組みを頂ける取引先様を優先して取引します。

### 3-(i) 取引先様への要求事項

#### ① 本基準書の記載事項への同意…必須

付属書 1 に定める「フルノ グリーン調達基準書への同意書」を提出してください。

#### ② 製品含有化学物質管理の実施…推奨

製品含有化学物質管理(JIS Z 7201:2017)および製品含有化学物質管理ガイドライン(JAMP 発行)またはそれに類する手順に基づく含有化学物質管理を実施してください。

#### ③ 環境マネジメントシステムの認証取得…推奨

ISO 14001、エコアクション 21(国内取引様の場合のみ)など第三者機関の認証取得、またはそれに準拠するマネジメントシステムを導入してください。

### 3-(ii) 調達品等への要求事項

#### ① 化学物質の使用禁止あるいは制限…必須

フルノでは、電気電子機器への使用を考慮してまとめられた国際規格 IEC62474 を含有化学物質管理の基準とし、「フルノ製品含有化学物質管理表」を定めています。これに定める管理基準を遵守してください。

(調達品により、フルノ製品含有化学物質管理表とは異なる管理が必要となる場合は個別に要求することがあります。)

#### ② 調達品の含有化学物質調査…必須

chemSHERPA のフォーマットにて、調達品に含まれる化学物質(以下、製品含有化学物質)に関する「遵法判断情報」及び「成分情報」をフルノに報告してください。

(調達品等により、異なるフォーマットでの報告が必要となる場合は個別に要求することがあります。)

#### ③ 調達品の RoHS 指令への対応…必須

「RoHS 指令禁止物質に関する非含有保証書」を提出してください。

また、供給いただく部材が梱包材である場合には「包装材・包装廃棄物指令」への対応も必要となりますので、この場合には「包装材・包装廃棄物指令禁止物質に関する非含有保証書」を提出ください。

保証書は貴社フォーマット(あるいはカタログ/データシート、納入仕様書等の公式文書で謳われていても良い)によるもので結構ですが、ない場合は付属書 2、3 をご使用ください。

④ 化学品への表示と SDS の提出・・・必須

調達品が化管法の対象となる場合は容器等には最新の GHS に沿ったラベルを貼付してください。また SDS シートも適時最新版を提出してください。

⑤ 代替部品の提案・・・・・・必須

既納入実績のある調達品が①の制限を遵守できない場合には、直ちに報告いただき、当該調達品の改善あるいは代替品を提案してください。

⑥ 環境負荷低減の活動・・・・・・推奨

調達品等についての取引先様での生産およびサービスや役務の提供に際して、省資源、省エネルギー、リサイクル性等を考慮した環境負荷低減の活動に努めてください。

#### 4. 用語

本基準書に関連した用語を簡潔に記載していますが、最新情報につきましては各自で確認してください。

##### IEC62474

電子技術についての国際規格標準化団体である国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission: IEC) が制定した、電気、電子機器産業が、その製品を構成する物質を宣言する際に使用するための規格。

##### ISO 14001 環境マネジメントシステム

国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO) が制定した、組織が環境に配慮したマネジメントを行うための要求事項を定めたマネジメント規格。

##### エコアクション 21

環境省が策定した、中小企業のための環境マネジメントシステムで、一般社団法人 持続性推進機構 エコアクション 21 中央事務局が管理している。

##### SDS

安全データシート (Safety Data Sheet) の略。化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性に関する情報を記載した文書のことであり、事業者間で化学品を取引する際に併せて情報伝達することが求められる。SDS に記載すべき項目は JIS Z 72 53「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法・ラベル、作業場内の表示および安全データシート (SDS)」に規定されている

##### SDGs (エス・ディー・ジーズ)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略。現在の世界が抱える様々な問題を包括的に解決して目指すべき 17 のゴール。SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている。

## 化管法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称

PRTR 制度と SDS 制度を柱として、事業者による化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

PRTR 制度の対象となる化学物質は「第一種指定化学物質」として定義されている。

SDS 制度の対象となる化学物質は「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」として定義されている。

## 化学品

成形品の素材となる、単一の化学物質及びその混合品。

## 化審法

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の略称。

人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息・育成に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的としている。

使用が禁止された「第一種特定化学物質」、使用を抑制すべきとされる「第二種特定化学物質」、使用には届け出が必要な「監視化学物質」、「優先評価化学物質」、使用情報を伝達すべき「一般化学物質」等が定義されている。

IEC62474 では“Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture”と記載されている。

## chemSHERPA

アーティクルマネジメント推進協議会 (Joint Article Management Promotion-consortium: JAMP) が制定した含有化学物質情報伝達のためのスキーム。成形品用の情報伝達フォーマット(chemSHERPA-AI)と化学品用のフォーマット(chemSHERPA-CI)が準備されている。

## 包装材・包装廃棄物指令

RoHS 指令に定める規制物質について、梱包材へも所定の濃度以上での含有を禁止している。

## サプライチェーン

部品・部材を使って製品とする企業のつながりのこと。大まかには化学品の製造企業を川上企業、部品・部材の製造企業を川中企業、製品の製造企業を川下企業と呼ぶ

## シップリサイクル条約

廃棄される船舶の適正処理を目的とした、2009年5月に国際海事機関 (IMO) でシップリサイクル条約が採択された。シップリサイクル条約では、船舶のリサイクルのために船舶内の有害物質を一覧管理する義務を定めている。このシップリサイクル条約はまだ発効していないが、EUでは、これに対応する規則を制定して施行している。

## GHS

「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」の略世界的な化学品の流通を通じて統一された分類・表示方法により化学品の安全な使用・輸送・廃棄を行えるよう国連文書として制定されている。

## 持続可能性

現在の世代だけでなく将来の世代にわたって継続していくということ。

## 製品含有化学物質管理

製品含有化学物質管理の基準となる産業標準化規格 JIS Z 7201:2017 をもとに、確実かつ効果的に実践することを目的として JAMP がガイドラインを作成している。

## 成形品

化学物質を使って特定の形状としたうえで製品としての機能をもつもの

## フルノ製品含有化学物質管理表

フルノの製品に含まれる化学物質についての基本となる制限事項。

- ・日本の法律「化審法」
- ・ヨーロッパの法律「RoHS 指令」「REACH 規則」「シブプリサイクル規則」

などを中心とした各国法規など多岐にわたっているが、これらからの電気電子機器への影響を考慮してまとめられた国際規格 IEC62474 を基準として定めている。

- ・禁止物質 含有基準を超えた使用が禁止されている、あるいは期限を定めて禁止される物質。対象物質を使用している場合は、含有量にかかわらず、含有状況の把握が必要。
- ・管理物質 使用は禁止されていないが、削減が望まれる物質。対象物質の含有が報告基準を超える場合は、含有情報の把握が必要。

## REACH 規則

EU(欧州連合)が2007年に施行した、EU域内で使用される、数万点の製品含有化学物質を登録、安全性評価が義務付けられた規制。

規制文中の付属書 17 が禁止物質

## RoHS 指令

廃棄された電子機器が環境に悪影響を与えないことを目的として EU で制定、施行されている指令。指令に定める規制物質について、製品内の均一物質中に所定の濃度以上での含有を禁止している。

## 5. 本基準書の適用

第9版は2021年6月1日より適用します。

最新情報は、当社 Web サイトをご覧ください。

<https://www.furuno.co.jp/csr/environmental/green.html>

## 6. 改訂履歴

今回の見直しのポイント

- ◆表題を「部品・部材グリーン調達基準書」から「フルノ グリーン調達基準書」に変更し、  
全面改訂 併せて環境マネジメントシステムの管理文書 FED-016 とした。
  
- ◆「はじめに」へ SDGs への取り組みを追加
- ◆適用範囲を「部品・部材」から「部品・部材や用度品、関連する設備及びサービスや役  
務」に拡張
- ◆同意書を追加
- ◆管理物質の基準を JIG-101 から IEC62474 に更新
- ◆禁止物質から BNST を解除
- ◆情報伝達様式を JGPSSI から chemSHERPA に変更

## 7. お問い合わせ先

〒662-8580 西宮市芦原町 9-52  
古野電気株式会社  
グリーン調達担当

TEL 0798-63-1130

FAX 0798-64-3790

WEB <https://www.furuno.co.jp/csr/environmental/green.html>



古野電気株式会社 御中

## フルノ グリーン調達基準書への同意書

当社は、「フルノグリーン調達基準書 第9版」の記載事項を理解し、これに協力することに同意いたします。

当社が納入する物品等において含有化学物質に関する問題が発生した際には、問題の解消に向けて努力します。

この同意書は「フルノ グリーン調達基準書」が改訂された場合でも、その改訂版に同意する場合は、継続して有効とします。

同意年月日 :  
会社名 :  
責任者 :